

## 大瀨村空き家バンク事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 村内に存する利活用が可能な空き家等に関する情報を提供し、定住促進による地域の活性化及び村民の交流拡大を図る大瀨村空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 次のアからウまでのいずれにも該当する建築物及びその敷地
  - ア 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）村内に存する建築物であること。
  - イ 賃貸、分譲等を目的としていないこと。
  - ウ 倒壊の危険性があり、又は生活の場として機能しない建築物でないこと。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者で、当該空き家に係る固定資産税を滞納していないもの
- (3) 利用希望者 村内への定住を目的として空き家の購入、賃借等を希望する者
- (4) 大瀨村空き家バンク事業 村内に存する空き家の所有者等から提出された情報を登録し、利用希望者に対して村が当該情報を提供する制度

### (利用希望者の要件)

第3条 空き家バンクの情報を受けて空き家を利用しようとする利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

### (物件登録等)

第4条 空き家バンクに物件を登録しようとする所有者等(以下「物件登録希望者」という。)は、空き家バンク物件登録申請書に次に掲げる書類を添えて村長に申請するものとする。

- (1) 空き家バンク物件登録カード
- (2) 物件登録希望者の身分を証するもの
- (3) 登録希望物件に係る登記簿謄本の写し
- (4) 登録希望物件の図面、間取り図、写真等

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク物件登録完了通知書により物件登録希望者に通知するものとする。
- 3 村長は、物件登録希望者の同意があったときは、前項の規定により物件台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）のうち必要な情報を村のホームページに掲載し、利用希望者に対して情報を提供するものとする。

#### （物件登録事項の変更）

- 第5条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録変更届出書に変更後の内容を記載した空き家バンク物件登録カードを添えて村長に届け出なければならない。
- 2 村長は、前項の規定による届出があったときは、物件登録事項を変更するとともに、空き家バンク物件登録変更完了通知書により物件登録者に通知するものとする。

#### （物件登録事項の取消し）

- 第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録事項の取消しをするとともに、空き家バンク物件登録取消通知書により物件登録者に通知するものとする。
- (1) 空き家バンク物件登録取消申請書の提出があったとき。
  - (2) 物件登録事項に虚偽その他不正があると認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が空き家バンクへの物件登録が適当でないと認めたとき。

#### （利用登録）

- 第7条 空き家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申請書に誓約書を添えて村長に申請するものとする。
- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンク利用希望者に空き家情報等を提供するものとする。

#### （物件登録者と利用登録者の交渉）

- 第8条 物件登録者と利用登録者との間における物件に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については両者で行うものとし、村長は直接これに関与しない。
- 2 物件登録者は、交渉等の結果が判明したときは、当該結果について遅滞なく村長に報告するものとする。

#### （個人情報の取扱い）

- 第9条 物件登録者及び利用登録者は、物件台帳又は利用者台帳から知り得た個人情報（以

下「個人情報」という。)を取り扱うにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (2) 村長の許可なく個人情報を複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を損傷し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (5) 個人情報の漏えい、損傷、滅失等の事故が発生したときは、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。